

所管部課名	農林水産部 畜産課							
事務事業名	畜産振興対策事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱等							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成27年度 予算額	950 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	950 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	子牛セリ市平均価格		薩摩中央家畜市場平均	平成31年度				
成果指標②								
補助対象者	北さつま農業協同組合							
補助対象経費	薩摩地区肉用牛改良委員会（事務局：JA北さつま）が決定したさつま町及び本市内で飼養管理されている若い優秀な種雄牛の早期造成のための試験種付により受胎確認できた繁殖雌牛に対し交付する。							
補助対象事業・活動の内容	若い種雄牛の試験種付を実施し、優秀な種雄牛を早期に造成することで地域肉用牛の改良増殖を推進する事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	10,000円/頭							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 過去3 カ 年 の 事 業 （ 団 体 ） 等 の 決 算 状 況	収入	自己資金	2,856,000	48.0%	2,520,000	48.0%	2,952,000	48.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	1,666,000	28.0%	1,470,000	28.0%	1,722,000	28.0%
		寄付金・その他助成	1,190,000	20.0%	1,050,000	20.0%	1,230,000	20.0%
		市補助金	1,190,000	20.0%	1,050,000	20.0%	1,230,000	20.0%
		基金	1,904,000	32.0%	1,680,000	32.0%	1,968,000	32.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,950,000	100.0%	5,250,000	100.0%	6,150,000	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		試験種付補助金	5,950,000	100.0%	5,250,000	100.0%	6,150,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計	5,950,000	100.0%	5,250,000	100.0%	6,150,000	100.0%		
支出計/前年度支出計					88.2%		117.1%	
自己資金/前年度自己資金					88.2%		117.1%	
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数								
成果指標の推移①			485,973		549,627		576,249	
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業による優秀種雄牛の発掘が川薩地域を全国トップレベルの肉用牛地域としている要因のひとつとなっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	全国有数の優良子牛の産地を維持していくためには、次期の主力となる種雄牛の早期発掘を継続していくことが必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	試験種付に助成することで優秀種雄牛の早期発掘（成績把握）が促進され、購買者ニーズに合った子牛生産により、子牛の高値での取引が可能になる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	種雄牛管理者・農協・生産者・薩摩川内市・さつま町の補助で事業実施しており、業務の性質上農協が事業主体となることが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	優秀種雄牛造成推進事業補助金交付要領に規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	優秀種雄牛を早期発掘し、安定的に供用していくために、引き続き補助を続けていく必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	畜産振興の中心となり、各種事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	試験種付はリスクが高いため、政策的に助成していかなければ早期の種雄牛の発掘につながらない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	試験種付により受胎確認できた繁殖牛に対し交付しており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 優秀種雄牛の発掘は子牛の高値取引が可能になり、農家の所得向上につながるため、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

優秀種雄牛造成推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる優秀種雄牛造成推進事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 優秀種雄牛造成推進事業補助金に係る補助事業等は、若い優秀な種雄牛の試験種付けの実施によるものであること。

(補助金の額)

第3条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、1頭当たり10,000円とする。

(補助対象経費)

第4条 優秀種雄牛造成推進事業補助金は、肉用牛改良委員会が決定したさつま町及び本市内飼養の若い種雄牛の試験種付けにより受胎確認ができた繁殖牛に対し交付する。

(交付の申請)

第5条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に優秀種雄牛造成推進事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該事業対象牛の試験種付けを実施したことがわかる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市畜産農家の経営の安定をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 優秀種雄牛造成推進事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 優秀種雄牛造成推進事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。